

軽・中度難聴児補聴器購入費等助成制度について

身体障害者手帳の交付対象とならない軽・中度難聴児の聴こえの確保と言語発達の支援のため、補聴器購入費用等を一部助成します。（※購入する前に申請が必要です。）

◆ 対象となる方 ◆ 次のすべてにあてはまる方が対象となります。

- ① 対象者の保護者が西脇市内に住所を有すること。
- ② 年齢が0歳から18歳に達する日以降最初の3月31日までの間にあること。
- ③ 両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満又は片耳の聴力レベルが70デシベル以上で他方の耳の聴力が70デシベル未満で、身体障害者手帳の交付対象とならないこと。
- ④ 補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断していること。

◆ 助成額 ◆

項目	名称	助成額	補聴器に含まれるもの
補聴器購入費	ポケット型	1台（一式）あたり 40,000円	①補聴器本体（電池含む）
	耳かけ型		②耳あて（イヤモールド：必要な場合）
	耳穴型（レディメイド）		
	骨導式ポケット型	1台（一式）あたり 100,000円	①補聴器本体（電池含む）
	骨導式眼鏡型		②骨導レシーバー
	耳穴型（オーダーメイド）		③ヘッドバンド
	補聴システム（一式）	100,000円	①補聴器本体
	②平面レンズ		
耳あて等交換費	耳あて（イヤモールド）	1個あたり 6,000円	①送信機（充電電池を含む）
	耳穴型シェル（オーダーメイド）	1個あたり 18,000円	②受信機

◆ 申請に必要なもの ◆ 次の書類を社会福祉課障害福祉担当に提出してください。

- ① 軽・中度難聴児補聴器購入費等助成交付申請書
- ② 指定自立支援医療機関の医師が作成した助成交付意見書
- ③ 見積書

申請の前に必ず
お問い合わせください。

◆ 注意事項 ◆ 次の方は助成の対象となりません。

- ① 労働者災害補償保険法その他の法令規定に基づき、補聴器の給付等が受けられる場合
- ② 本助成の交付決定を受けてから耐用年数を経過していない場合



◆ 助成のフロー ◆

① 受診・精密検査

対象者は、指定自立支援医療機関の医師の診察（聴力検査等）を受け、補聴器装用に関する意見書の交付を受けてください。

② 見積依頼

保護者は、補聴器業者に対し、指定医療機関の医師の意見書に基づいた見積書の作成を依頼してください。

③ 申請

保護者は、市へ下記の書類を提出してください。

＜提出書類＞

①申請書 ②意見書 ③ 見積書

④ 支給決定

市は、提出された書類を審査し、必要と認めた場合は助成対象者に決定通知書、助成券等を送付します。

⑤ 納品

保護者は、決定通知書、助成券等を受領後、補聴器業者へ補聴器の作成を依頼してください。

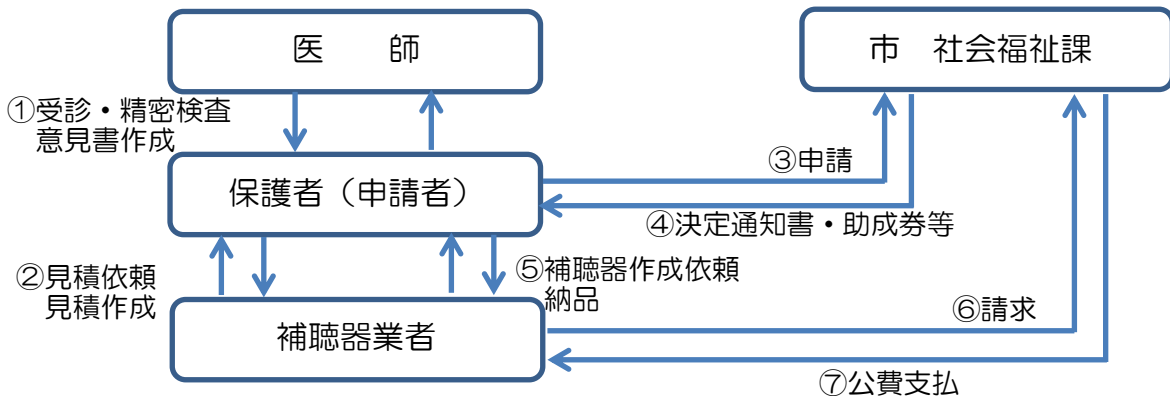
納品後、補聴器業者に助成券を渡して、利用者負担額をお支払ください。

⑥ 公費負担額の請求

補聴器業者は、請求書に助成券を添付し、市へ公費負担額を請求してください。

⑦ 公費負担額の支払い

市は、補聴器業者からの請求に基づき、公費負担額を補聴器業者へ支払います。



申請書・意見書は市役所社会福祉課にあります。
市ホームページからダウンロードも可能です。
www.city.nishiwaki.lg.jp

申請先・問合せ先

西脇市役所 福祉部 社会福祉課

〒677-8511 西脇市下戸田 128 番地の1

TEL： 0795-22-3111 内線 1145

FAX： 0795-22-6037

Email： syogai-fukushi@city.nishiwaki.lg.jp

